

Title	地方財政改善に関する内閣審議会中間報告 (内閣調査纂編局)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.6 (1936. 6) ,p.951(169)- 953(171)
JaLC DOI	10.14991/001.19360601-0169
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360601-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

である。

(一九三六・四・一三)

（以下は、本文の複製であるが、非常に淡く、ほとんど読み取れない。内容は、貨幣論に関するものである。）

地方財政改善に関する内閣審議會中間報告

(内閣調査局編纂)

高 木 壽 一

内閣審議會が組織されて其諮問第一號は「現下ノ國情特ニ國民經濟振興ノ必要ニ鑑ミ中央地方ヲ通ズル財政改善ノ根本方策如何」(昭和十年六月十七日附)であつた。此諮問に對して差當り地方財政改善に關して(十月二十二日附を以て)中間報告が内閣審議會から内閣に對して提出された。諮問の説明に於ても「地方財政モ亦歲計收支ノ均衡ヲ失スルモノ頗ル多ク地方費ノ負擔次第ニ過重ナラントシ國家財政トノ關聯ニ於テモ慎重ナル考慮ヲ要スルモノアルニ至レリ」と云つて居る。

之に對する此中間報告に現はれたる結論とも目すべき部分には次の如く記して居る。

「地方財政ノ現状ヨリスルモ其ノ根本的改善ノ爲ニハ廣ク國民經濟ノ振興ヲ策シ行政施設ノ改革ヲ實行スルト共ニ、當面中央地方ヲ通ズル税制ノ根本的改正ヲ斷行スルヲ最モ急務トスベキヲ以テ、向後一兩年内ニ之ヲ實施スルヲ切要ナリト認メザルヲ得ズ

然リト雖モ一面ニ於テ地方團體中其ノ財政窮乏ヲ告グルモノ少カラズ、又我國經濟ノ現況ガ地方農山漁村住民ノ疲弊特ニ甚シキモノアルヲ察スレバ、右ノ地方財政改善ノ根本方策樹立ヲ待ツヲ得ザルモノアリ。依テ經濟力貧弱

ニシテ爲ニ財政窮乏ヲ來セル地方團體ニ對シテハ、此ノ際應急的ニ國庫ヨリ一定金額ヲ交附シテ其ノ税源ノ不足ヲ調整セシメ、以テ關係地方民ノ過重ナル負擔ヲ輕減セシムルコトハ、我國現下ノ國情ニ鑑ミ特ニ緊急ノ措置ナリト認ム」と述べて居る。(中間報告 第八頁)

此結論に従て、窮乏地方團體に對する國庫の臨時財政援助試案要綱となつて居る。それは差當り町村のみに限る。町村は地方團體として其規模小にして其内部に於て財政調整を圖り得る餘地最も少いからであると思ふ。其試案要綱に依る地方財政應急的援助の目的に於ける臨時國庫交付金は總額毎年度三千萬圓となすを適當と認めた。それは町村税總額の約一割に當るが、町村に於ける住民の資力不足による町村の税源の不足額を全國町村税總額の約二割と推定し、其約半額を補填するものとして算出したのである。(中間報告附錄一、一 六九頁—一七二頁)

地方財政に對する應急的臨時財政援助年額二千萬圓交付の提案は、昨年十一月末に編成したる昭和十一年度豫算案に於ては窮乏町村財政援助二千萬圓として現はれたが、其中に義務教育費九百萬圓が喰ひ込むで居つて、實際には一千一百萬圓にすぎず、地方財政救済に對して冷淡なるを嘆ぜしめたのである。

地方財政の問題は勿論、斯る當面應急の財政策に關することのみに盡きるものではない。地方財政が國家財政と相關聯して日本國民經濟に如何なる作用を與へつゝあるか。日本經濟の發展過程に於て如何なる役割をなしつゝあるかの問題がむしろ一層根本的に重大なる問題である。しかるに從來、地方財政の現狀を分析すべき系統的なる資料に乏しかつた。僅かに内務省發表の「地方財政概要」に頼るほかはなかつたが、「地方財政概要」も非賣品として入手に不便を感じることが多い。其點から云つても此「中間報告」が公刊されたことは、地方財政研究の便を促進する所が極めて多いと考へられる。

此中間報告は、一、地方財政の現況。二、地方財政の改善要綱より成るが、地方財政研究資料としての價值はむしろ、其參考資料として掲げられた六十一表に互る調査統計と、附錄二の町村財政實地調査一斑とであらう。地方の標準的農村と認められるものを擧げて、其財政概要を記述し、又中部及び中國諸縣に於ける町村民租税負擔狀況一斑を掲げてある。

參考資料中の一例として、地方費に於ける國政事務費調を擧げる。之については從來正確なる統計資料はなかつたやうに思ふ。内務省調査によつて地方費中の主要なる國政事務費として道府縣に於て四四〇、九四〇千圓。市町村に於て五四七、四三一千圓、合計九億八千八百三十七萬一千圓に上り地方費總額の約五二％に當る。國政事務費たる性質を特に濃厚に帶べるもののみを擧げて約五億二百萬圓餘に上り、地方費總額の二六・五％に當ると推算する。(中間報告參考資料第三十五表) 其に反して、地方費に對する國庫負擔は二億四百八十三萬四千圓である。(第三十表) 斯くの如き國費と地方費との關係、及び其に關する法令調、國庫補助費の内容等についても必要な資料をも記載して居る。

要するに此「中間報告」は地方財政の研究にとつて多くの有用なる資料を含み、今後年々發表される内務省「地方財政概要」とともに我國の地方財政研究に欠くべからざる研究資料をなすものであると思ふ。内閣審議會は既に消滅し、此中間報告が、少くとも財政問題に關する限り、後日に殘る唯一の報告であると云ふ歴史的意義を有することになるかも知れない。(内閣印刷局發行 定價一圓八十錢)